

独立行政法人通則法改正後の法人の見込評価、業務・組織の見直しについて

中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業務の実績に関する評価（見込評価）について

（中期目標期間が5年の場合）

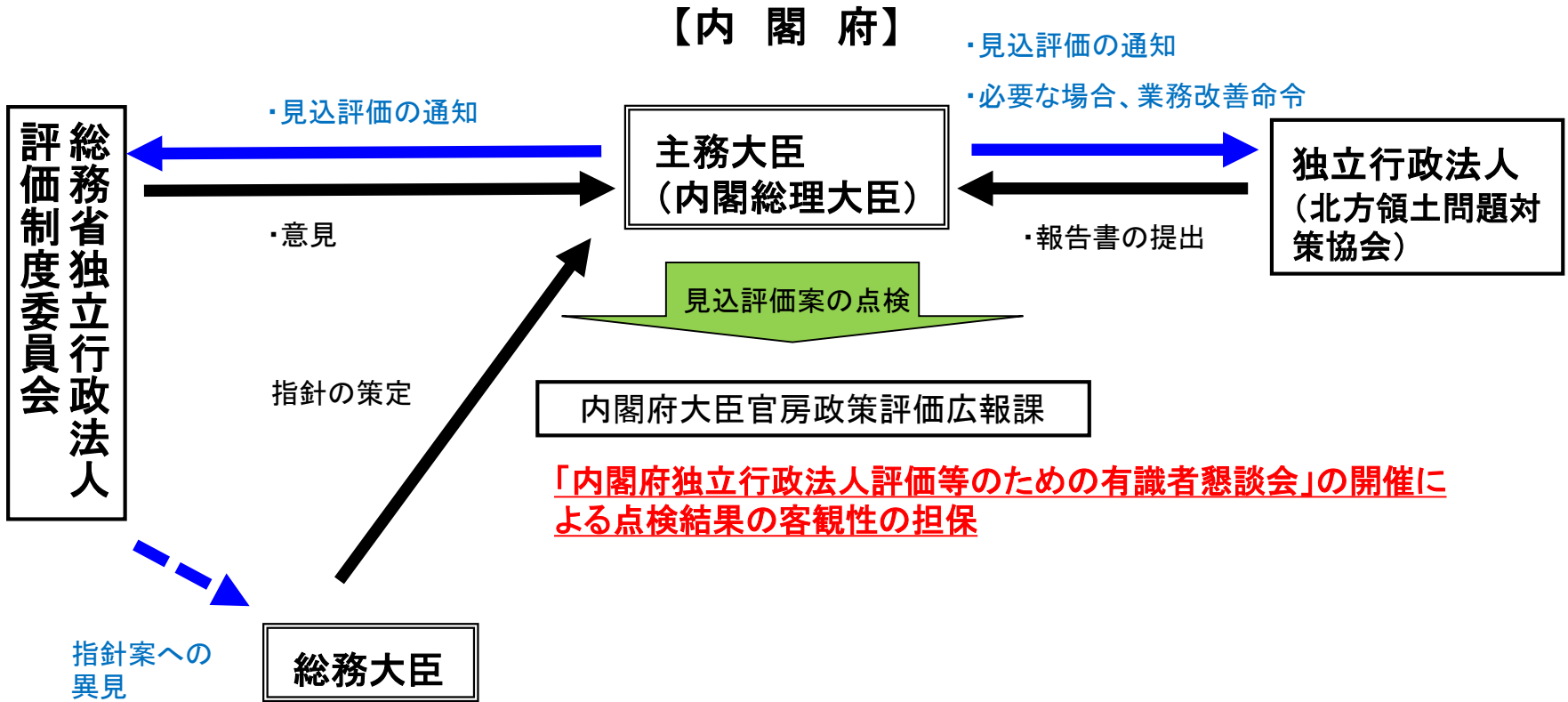
	中期目標期間 (当期)					中期目標期間 (次期)
評価を受ける年度	第1事業年度	第2事業年度	第3事業年度	第4事業年度 (中期目標の期間 の最後の事業年度 の直前の事業年度)	第5事業年度 (中期目標の期間の 最後の事業年度)	第1事業年度
評価を行う年度	第1事業年度	第2事業年度	第3事業年度	第4事業年度	第5事業年度	第1事業年度
評価を受ける事項		・第1事業年度の 業務の実績	・第2事業年度の 業務の実績	・第3事業年度の 業務の実績	・第4事業年度の 業務の実績 ・中期目標期間終 了時に見込まれ る中期目標期間 の業務の実績	・第5事業年度の 業務の実績 ・中期目標期間 の業務の実績

※見込評価を行うことにより、評価の結果を、法人の中期目標期間終了時の組織・業務の見直し、次期中期目標期間に係る目標の設定等に適切に反映させることが可能となり、主務大臣の責任の下で中期的な政策のPDCAサイクルが有効に機能し、中期目標管理の実効性が向上することとなる。

反映

- ・法人の業務・組織の見直し
- ・次期中期目標に係る目標の設定等

通則法改正後の独立行政法人の見込評価



通則法改正後の独立行政法人の業務・組織の見直し

